

プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

武内 信政
広報担当マネージャー
03 6271 9408
nobumasa.takeuchi@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー、兵庫県における水上メガソーラー発電事業の実施において法的アドバイスを提供

【東京発 2015年7月9日】

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、京セラ TCL ソーラー合同会社（本社：東京都千代田区）が兵庫県で稼働を開始した「水上メガソーラー発電事業」の開発に関して、同社の法務アドバイザーを担当しました。アドバイザーを担当したのは兵庫県・加東市で本年3月に稼働開始した2ヵ所と、同県・加西市において本年6月に稼働開始した1ヵ所の計3ヵ所の水上設置型メガソーラーです。加西市逆池で稼働した最大出力約2.3 MWのメガソーラー発電事業*は、水上設置型では世界最大規模**のものとなります。

昨今、全国各地では太陽光発電の導入が進んでおり、メガソーラーの用地が減少しつつある中、遊休地を活用した水上設置型メガソーラー発電事業に取り組む事業者や自治体の存在が注目されています。国内では農業用のため池、河川増水時の調整池など、全国に多くの池があり、今後、更なる水上設置型ソーラー発電事業の展開が予想されています。

今回の水上メガソーラー発電事業の実施にあたり、ベーカー&マッケンジーでは水上の利用権を確保するための方法、水上太陽光の開発を得意とする仏シエル・テール社とのパートナーシップに関する契約、事業者と自治体との基本合意等についての法的アドバイスを提供致しました。また、水上メガソーラー発電事業において重要である水上設置ができるため池や貯水用地などの安定的確保については、地元の農業従事者・組合等とも連携が行われました。

ベーカー&マッケンジーでは、今後もこのノウハウを活かして、水上設置型ソーラー発電事業に積極的、継続的に関与していきます。

今回のプロジェクトにおいてベーカー&マッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融部門のグループ代表である江口直明弁護士が本案件を主導し、パートナーの本間正人弁護士、アソシエイトの玉川雅文弁護士、関口毅人弁護士をメンバーとするチームが本案件に携わりました。

本案件について、江口直明弁護士は、「今回、世界最大規模として稼働した水上設置型のメガソーラー発電事業に関しクライアントへ法的助言を提供でき、大変嬉しく思います。水上設置型のメガソーラー発電事業は今後最も注目すべき分野の一つとして考えております。ベーカー&マッケンジーでは、今後も太陽光発電に実績のある事業会社や地方自治体と協同して、全国のため池や調整池などの遊休地を対象とした大規模な水上設置型メガソーラー発電所の開発を法務的な側面からサポートしていきます」と述べています。

*ベーカー&マッケンジーでは、兵庫県・加西市逆池で 2015 年 6 月に稼働した水上メガソーラー発電所および 2015 年 3 月に稼働した、同県・加東市高岡西（約 1.7 MW）と高岡東（約 1.2 MW）水上メガソーラー発電所事業実施に法的アドバイザーとして関わっております。

**2015 年 5 月 11 日現在稼働中の水上設置型太陽光発電所における計測による。（京セラ調べ）

- 以上 -

■本件における責任者



江口 直明
銀行・金融グループ代表パートナー
03 6271 9441 naoaki.eguchi@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループのリーダーであり、ベーカー&マッケンジー・アジア地域の銀行・金融プラクティス・グループの運営委員会のメンバー。東京事務所の銀行・金融グループは、2015年の *Chambers Asia-Pacific* と *The Legal 500 Asia Pacific* において、*Banking & Finance: International Firms and Joint Ventures* の分野で Band 1 にランクされた。

■ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国に 77 の事務所に 11,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2014 年 6 月 30 日決算期における収入は、25 億 4,000 万米ドルを超えました。ファームのエグゼクティブ・コミティのチェアマンは、エデュアルド・レイテイが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。